

栃木県後期高齢者医療広域連合保険給付費等支払準備基金条例

平成21年10月22日
条 例 第 7 号

改正 令和 8 年 2 月16日 条例第2号

(設置)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)に基づく後期高齢者医療制度の円滑な運営に資するため、栃木県後期高齢者医療広域連合保険給付費等支払準備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、後期高齢者医療特別会計(以下「特別会計」という。)歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、その全部又は一部を処分することができる。

(1) 保険給付のための財源に充てるとき。

(2) 法第116条第4項に規定する財政安定化基金拠出金の納付のための財源に充てるとき。

- (3) 法第117条第3項に規定する特別高額医療費共同事業拠出金の納付のための財源に充てるとき。
- (4) 保健事業のための財源に充てるとき。
- (5) 法第116条第1項第2号に規定する事業により財政安定化基金からの借入金を償還するための財源に充てるとき。
- (6) 保険料還付金、保険料還付加算金及び償還金のための財源に充てるとき。
- (7) 法第95条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の納付のための財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年条例第2号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。